

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成29年1月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
--------------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600099 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600056 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年11月5日の標準賞与額を12万円、平成21年11月27日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成19年11月5日及び平成21年11月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年11月5日及び平成21年11月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年11月5日
② 平成21年11月27日

A事業所から請求期間①及び②に支給された賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与(燃料手当)に係る支払明細書によると、請求者は、同事業所から請求期間①は12万円、請求期間②は6万5,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から請求期間①は17万3,000円、請求期間②は6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は 12 万円、請求期間②は 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600098 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600057 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 11 月 5 日の標準賞与額を 12 万円、平成 21 年 11 月 27 日の標準賞与額を 9 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 11 月 5 日及び平成 21 年 11 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 11 月 5 日及び平成 21 年 11 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 11 月 5 日
② 平成 21 年 11 月 27 日

A 事業所から請求期間①及び②に支給された賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が保管する賞与(燃料手当)に係る支払明細書によると、請求者は、同事業所から請求期間①は 12 万円、請求期間②は 9 万 7,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は 17 万 3,000 円、請求期間②は 13 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は 12 万円、請求期間②は 9 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600100号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600058号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年11月5日の標準賞与額を7万8,000円、平成21年11月27日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成19年11月5日及び平成21年11月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年11月5日及び平成21年11月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年11月5日
② 平成21年11月27日

A事業所から請求期間①及び②に支給された賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与(燃料手当)に係る支払明細書によると、請求者は、同事業所から請求期間①は8万円、請求期間②は6万5,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から請求期間①は7万8,000円、請求期間②は6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は7万8,000円、請求期間②は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600075 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600059 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

年金記録では、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が平成 16 年 3 月 31 日とされているが、私が所持している給与支給明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されており、同事業所には同年 3 月 31 日まで勤務したと記憶しているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所は、請求期間当時、給与からの厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったとしているところ、請求者から提出された平成 16 年 4 月分給与支給明細書(以下「給与支給明細書」という。)において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者のA事業所における雇用保険の離職日は、平成 15 年 9 月 30 日と記録されている上、B事業所から提出された請求者に係る人事記録には、A事業所において「任用期間を平成 16 年 3 月 30 日までとする。同年 3 月 30 日限り退職した。」と記載されており、請求者の請求期間における勤務実態は確認できない。

また、B事業所は、「請求者のA事業所における退職日は平成 16 年 3 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日はその翌日(同年 3 月 31 日)であることから、給与支給明細書の厚生年金保険料は誤って控除したものと考えられる。」

と回答しているところ、日本年金機構が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者の同被保険者資格の喪失日は、平成 16 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる上、B事業所から提出された社会保険料誤徴収による返納者一覧により、請求者に対し給与支給明細書の厚生年金保険料は返納された状況がうかがえる。

さらに、請求者が自身のことを知っているとして名前を挙げた同僚二人は、請求者の請求期間における勤務について分からないとしていることから、オンライン記録により、請求期間当時にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 35 人に照会したところ、回答を得られた 14 人からは、請求者が請求期間において同事業所に勤務していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、「A事業所における任用期間は、毎年、4月1日から翌年3月30日までであったことは認識しているが、平成2年9月17日から平成16年3月31日まで厚生年金保険の加入記録が継続しているにもかかわらず、組織変更に伴う共済組合への移行時である請求期間だけ年金記録に空白が生じているのは納得できない。」と陳述しているところ、日本年金機構は、「任用の終了時に事業主と厚生年金保険被保険者との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合には、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させない取扱いとなっているが、適用事業所で同保険の被保険者資格を喪失した後に共済組合に加入した場合は、当該取扱い該当しない。」と回答しており、オンライン記録によると、請求者は、平成16年4月1日に国家公務員共済組合に加入していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされており、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成16年3月は、請求者がA事業所において厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に控除された厚生年金保険料については、保険料の徴収の対象とならないことから、厚生年金保険法の規定により被保険者期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600084 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600060 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年8月2日から昭和49年5月20日まで
② 昭和49年7月から昭和50年6月まで

請求期間①はC市DにあったA事業所に、請求期間②はC市EにあったB事業所にそれぞれ勤務したが、年金記録では、両請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所はC市Dに所在し、請求者は同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、当該事業所の代表取締役であった請求者は、同社の従業員は全員パートであり、同社では自分だけが厚生年金保険に加入し同保険に係る事務手続は自分が行っていた旨の主張をしているものの、同社は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和59年12月2日に解散しており、請求者は、請求期間①に係る厚生年金

保険の届出、同保険料の納付及び控除に関する資料を所持していないことから、請求者の当該主張を裏付けることができない。

さらに、請求者が一緒に勤務していたとして名前を挙げた当該事業所の取締役であった者は、「請求期間①当時、私は当該事業所に正社員として勤務していたが、同社では厚生年金保険に加入していなかった。請求者の同社における同保険の加入状況については分からない。」としており、請求者の上記主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求期間①において当該事業所の商業・法人登記簿謄本に役員として名前が記載されている5人（請求者及び上記の取締役であった者を除く。）は所在が不明であり、当該役員に請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない上、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者が請求期間①において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、商業・法人登記簿謄本によると、B事業所はC市Eに所在し、請求者が事業主として名前を挙げた者は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散しており、上記の代表取締役は所在が不明であることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないのであれば、請求期間②における同保険の加入及び同保険料の控除については自身の記憶違いである旨の陳述をしており、同社における役員及び同僚への照会は希望していない。

加えて、請求者の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②のうち昭和49年11月1日から昭和50年2月1日までについて、別の事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。